

別紙様式 3（一般競争入札）

令和 7 年度 山形森林管理署 測量・建設コンサルタント等業務 契約状況

令和 7 年 4 月 7 日

分任支出負担行為担当官
山形森林管理署長 添谷 稔

事業名		履行場所	業務区分	業務概要	入札方式
月山地区（R7）地すべり調査業務		山形県西村山郡西川町大字月山沢外 3 字 月山外19国有林116林班外	建設コンサルタント	地すべり調査（GNSS観測・地中移動量等観測解析等）	一般競争入札 総合評価落札方式
予定価格（税抜き）	調査基準価格（税抜き）	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所		
35,140,000円	28,427,137円	令和 7 年 4 月 1 日	山形県山形市松栄 1 丁目5番41号 国土防災技術株式会社 山形支店		
契約金額（税抜き）	業務着手の時期	業務完成の時期			
32,500,000円	令和7年4月	令和8年3月			

- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号。以下「予決令」という。）第73条の規程に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」（別添 1）のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札執行調書」（別添 2）のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「業務積算内訳書」（別添 3）のとおり
- 予決令第91条第 2 項の規定により総合評価落札方式を実施した場合
- ・ 総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準 別添「入札公告」のとおり
 - ・ 落札理由 技術提案等の審査及び開札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため。

入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

なお、本事業に係る落札及び契約締結は、当該事業に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされていることを条件とする。

令和7年2月13日

分任支出負担行為担当官

山形森林管理署長 添谷 稔

1 業務の概要

- (1) 業務名 月山地区(R7)地すべり調査業務
- (2) 履行場所 山形県西村山郡西川町大字月山沢外3字月山外19国有林116林班外
- (3) 業務内容 地すべり調査(GNSS観測・地中移動量等観測解析等)
- (4) 履行期限 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 本業務は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
- (6) 本業務は、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。
- (7) 本業務は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第85条の規定に基づく調達基準価格又は業務の品質確保の観点から山形森林管理署長が定める価格(以下「品質確保基準価格」という。)を設定する対象業務である。
- (8) 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、「履行確実性」の評価を行う対象業務である。
- (9) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2 競争参加資格要件等

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 入札時において有効な東北森林管理局における「建設コンサルタント業務」の「森林土木」に係るA等級、B等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。
なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 東北森林管理局管内に本店・支店又は営業所を有する者であり、対象営業区域を山形県として登録していること。

(5) 平成 21 年 4 月 1 日以降元請けとして、以下に示す同種業務を実施した実績を有すること(設計共同体(「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」(平成 11 年 3 月 25 日付け 11 経第 718 号大臣官房経理課長通知)及び「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについての廃止後の対応について」(平成 25 年 3 月 26 日付け 24 国管第 159 号林野庁長官通知)に基づく設計共同体をいう。以下同じ。)の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。))。

なお、各森林管理局・署等が発注した国有林野事業における建設工事に係る調査、測量及び設計の請負業務(測量・建設コンサルタント等資格に基づくものに限る。以下「調査等業務」という。)の実績を有する者において、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」(平成 22 年 3 月 18 日付け 21 林国管第 106 号林野庁長官通知)第 6 に規定する業務成績評定結果の通知を受けている場合は、その評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。

設計共同体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす業務実績を有すること。

同種の業務：治山関係事業における地すべり調査業務

(6) 本業務の実施にあたり、管理技術者及び照査技術者を配置できること。

なお、管理技術者にあっては次のア及びイいずれの基準も満たす者とし、照査技術者にあっては次のアの基準を満たす者とする。

ア 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 32 条に規定する技術士の登録(森林土木部門の登録に限る。)を受けた者、又は当該調査等の関する専門的な知識及び技術を有し、その実務経験が通算 2 ヶ年以上ある者で次のいずれかに該当する者。

(ア) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(同法第 69 条の 2 に規定する大学(以下「短期大学」という。)を除く。)又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上である者

(イ) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上である者

(ウ) 学校教育法による高等学校又は旧中学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校を卒業した者又はこれと同等の資格を有する者のうち、林業又は土木の知識及び技術を有している者であって、卒業(上記学校の卒業と同等程度以上の資格を取得した場合を含む。)後、森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上である者

(エ) 社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録(森林土木部門の登録に限る。)を受けた者又はこれと同等の能力を有する者(社団法人建設コンサルタンツ協会が行うシビルコンサルティングマネージャー(RCCM)の登録(森林土木部門の登録に限る。))であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上である者

イ 平成 21 年 4 月 1 日以降に、上記(5)に掲げる業務において管理技術者、照査技術者、担当技術者として経験を有する者。ただし、各森林管理局・署等が発注した調査等業務であって、かつ、業務成績評定を受けている場合は、その評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。

(7) 競争参加資格確認申請書(競争参加資格確認資料を含む。以下「申請書」という。)及び技術提案書(以下、申請書及び技術提案書を総称して「技術提案書等」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長

官通知。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

(9) 当該業務の実施計画に係る技術提案書等が適正であること。

なお、その記載内容が適正でない(未記載を含む)場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。

(10) 各森林管理局・署等が発注した調査等業務にあっては、次のすべての事項を満たしていること。

ア 令和4年度から令和5年度の過去2年度に完成・引渡し完了した調査等業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定点合計の平均が60点未満でないこと。

イ 令和5年4月1日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡し完了した調査等業務がある場合においては、当該業務成績評定点が60点未満でないこと。

ウ 設計共同体にあっては、当該設計共同体の実績及び業務成績評定点とし、当該設計共同体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。

(11) 当該業務の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法で交付を受けていない者は入札参加を認めない。

(12) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成20年3月31日付け19東経第178号東北森林管理局長通知)に基づき、警察当局から当局長(署長、支署長含む)に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

(2) 技術提案書等の提出期間、提出先及び方法

技術提案書等は、電子入札システムにより提出すること。郵送又はFAXによるものは受け付けない。

ただし、電子入札システムによりがたい者で発注者の承諾を得た場合は、下記イの場所へ2部持参すること。

ア 提出期間

令和7年2月14日(金)から令和7年2月28日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下「休日等」という。))を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 提出先

〒991-0053 山形県寒河江市元町一丁目17-2

山形森林管理署 総務グループ

電話：050-3160-5850

メールアドレス：t_yamagata@maff.go.jp

なお、詳細は入札説明書による。

(3) 技術提案書等は、入札説明書により作成すること。

(4) 上記(2)に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の方法等

ア 技術等に対する得点は、各評価項目との評価点とし、最大 60 点を付与する。

ただし、設定した評価項目の最高得点の合計が 60 点とならない場合は、採点結果得点 60 点満点に換算する。

よって、技術点の最大が 63 点であることから、得られた技術点に $60/63$ を乗じた数値を技術点として与える。

イ 入札価格に対する得点は、入札価格を予定価格で除して得た数値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分(30 点)を乗じて得た値とする。

入札価格に対する得点＝配分点(30 点)×(1－入札価格／予定価格)

ウ 総合評価は、入札参加者に係る上記アとイの合計点による評価値をもって行うものとする。

(2) 技術提案書の評価基準等

以下に示す項目を評価項目とする。

ア 配置予定技術者の経験及び能力に関する事項

配置予定技術者の過去に担当した業務の成績、専任性、継続教育の状況等

イ 企業の実績に関する事項

低入札価格調査の実績、過去に契約した業務の成績、業務に関する表彰実績等

ウ 業務の実施方針等に関する事項

業務の理解度、実施手順の妥当性

エ 技術提案に関する事項

総合的なコスト、工事目的物の性能・機能又は調査精度及び社会的要請に係る提案内容の的確性、実現性及び独創性

オ 技術提案の履行確実性に関する事項

業務内容に対応した費用の計上、配置予定技術者に対する適正な報酬の支払い、品質確保体制の確保、再委託先への適正な支払い

履行確実性を評価する場合の評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

評価点合計＝(配置予定技術者の経験及び能力の評価点＋企業の実績の評価点＋業務の実施方針等の評価点)＋(技術提案の評価点×履行確実性評価に基づく履行確実性度)

＜履行確実性評価に基づく履行確実性度：1.00～0＞

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は価格をもって入札する。上記(1)による評価値を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格(税抜き)の制限の範囲内であること。

(イ) 技術的要件のうち、必須の要求要件をすべて満たしていること。

イ 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

エ 上記イの調査及び落札者の決定方法等については、入札説明書によるものとする。

オ 技術提案の方法

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

5 入札手続等

(1) 担当部署

〒991-0053 山形県寒河江市元町一丁目 17-2

山形森林管理署 総務グループ

電話：050-3160-5850

メールアドレス：t_yamagata@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び方法

入札説明書等は、下記の交付期間及び交付方法により入手するか、電子入札システム内の「入札説明書等ダウンロードシステム」の「案件一覧表示」から入札説明書等の必要な情報を入手すること。

ア 交付期間

令和7年2月13日（木）から令和7年3月26日（水）まで

イ 交付方法

原則としてインターネットを利用する方法により交付する（ホームページアドレス記載）。

https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/ippan_yamagata.html

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和7年3月26日（水）午後4時00分とする。ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和7年3月24日（月）午前9時00分からとする。

イ 紙入札により入札する場合は、令和7年3月27日（木）午前10時00分までに山形森林管理署会議室へ入札書を持参すること。

ウ 開札は、令和7年3月27日（木）午前10時00分に山形森林管理署会議室において行う。ただし、入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。

エ 紙入札方式による競争入札への参加に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除。

イ 契約保証金

請負代金の10分の1以上を納付する。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって、契約保証金の納付

に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 積算内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を、電子入札システムにより提出すること。紙入札の場合は、入札書とともに積算内訳書を提出すること。なお、詳細は入札説明書による。

積算内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。

また、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

なお、提出された積算内訳書は、必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5(1)に同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3(2)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 本案件は、技術提案書等及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準(令和 5 年 6 月林野庁)による。

(9) 履行確実性を評価するために、技術提案書とは別に追加資料の提出を求めるとともに、履行確実性に関するヒアリングを実施する場合がある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

本公告に係る業務請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。

国有林野事業業務請負契約約款

参考：東北森林管理局ホームページ掲載場所 ホームページ > 公売・入札情報 > 各種要領及びマニュアル)

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、そ

の事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)をご覧ください。

月山地区（R7）地すべり調査業務入札説明書

東北森林管理局山形森林管理署の令和 7 年度月山地区（R7）地すべり調査業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本事業に係る落札及び契約締結は、当該事業に係る令和 7 年度本予算が成立し、予算示達がなされていることを条件とする。

1 公告日 令和 7 年 2 月 13 日

2 支出負担行為担当官等

分任支出負担行為担当官 山形森林管理署長 添谷 稔

3 業務概要

(1) 業 務 名 月山地区（R7）地すべり調査業務

(2) 履行場所 山形県西村山郡西川町大字月山沢外 3 字月山外 19 国有林 116 林班外

(3) 業務内容 地すべり調査（GNSS 観測・地中移動量等観測解析等）

(4) 履行期限 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 入札方法等

ア 本業務は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

イ 本業務は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく調基準価格又は業務の品質確保の観点から山形森林管理署長が定める価格（以下「品質確保基準価格」という。）を設定する対象業務である。

ウ 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、「履行確実性」の評価を行う対象業務である。

(6) 本業務は、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。

ア この申請の窓口及び受付時間は次のとおりとする。

(7) 受付窓口

〒991-0053 山形県寒河江市元町一丁目 17-2

山形森林管理署 総務グループ

電話：050-3160-5850

(イ) 受付時間

令和 7 年 2 月 14 日（金）から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

イ 電子入札システムで利用できるＩＣカードは、一般競争（指名競争）入札参加者申請により申請を行い、承認された競争参加有資格者でＩＣカードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行ったＩＣカードとする。

(7) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 入札時において有効な東北森林管理局における「建設コンサルタント業務」の「森林土木」に係るＡ等級、Ｂ等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。

なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 東北森林管理局管内に本店・支店又は営業所があり、対象営業区域を山形県として登録している者であること。

(5) 平成 21 年 4 月 1 日以降元請けとして、以下に示す同種業務を実施した実績を有すること（設計共同体（「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成 11 年 5 月 24 日付け 11 林野管第 84 号林野庁長官通知）に基づく設計共同体をいう。以下同じ。）の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）。

なお、各森林管理局・署等が発注した国有林野事業における建設工事に係る調査、測量及び設計の請負業務（測量・建設コンサルタント等資格に基づくものに限る。以下「調査等業務」という。）の実績を有する者において、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」（平成 22 年 3 月 18 日付け 21 林国管第 106 号林野庁長官通知）第 6 に規定する業務成績評定結果の通知を受けている場合は、その評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。

設計共同体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす業務の実績を有すること。

同種の業務：治山関係事業における地すべり調査業務

(6) 本業務の実施にあたり、管理技術者及び照査技術者を配置できること。

なお、管理技術者にあっては次のア及びイいずれの基準も満たす者とし、照査技術者にあっては次のアの基準を満たす者とする。

ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者、又は当該調査等に関する専門的な知識及び技術を

有し、その実務経験が通算 2 ヶ年以上ある者で次のいずれかに該当する者。

- (7) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法第 69 条の 2 に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上である者
- (イ) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上である者
- (ロ) 学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等の資格を有する者のうち、林業又は土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（上記学校の卒業と同等程度以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上である者
- (ハ) 社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等の能力を有する者（社団法人建設コンサルタント協会が行うシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の登録者（森林土木部門の登録に限る。）であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上である者

イ 平成 21 年 4 月 1 日以降に、上記(5)に掲げる業務において管理技術者、照査技術者、担当技術者として経験を有する者であること。ただし、各森林管理局・署等が発注した調査等業務であって、かつ、業務成績評定を受けている場合は、その評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。

- (7) 競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認資料を含む。以下「申請書」という。）及び技術提案書（以下、申請書及び技術提案書を総称して「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (7) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (7) 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（同条同項第 3 号に規定する役

員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

7) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

④ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ロ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ハ) 組合の理事

ニ) その他業務を執行する者であつて、ア) からハ) までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 当該業務の実施計画に係る技術提案書等が適正であること。

なお、その記載内容が適正でない（未記載を含む）場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。

(10) 各森林管理局・署等が発注した調査等業務にあつては、次のすべての事項を満たしていること。

ア 令和 4 年度から令和 5 年度の過去 2 年度に完成・引渡しが完了した調査等業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定点合計の平均が 60 点未満でないこと。

イ 令和 5 年 4 月 1 日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡し完了した調査等業務がある場合においては、当該業務成績評定点が 60 点未満でないこと。

ウ 設計共同体にあつては、当該設計共同体の実績及び業務成績評定点とし、当該設計共同体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。

(11) 当該業務の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロード

ードしない者又は発注者の指定する方法で交付を受けていない者は、入札参加を認めない。

- (12) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 東経第 178 号局長通知）に基づき、警察当局から当局長（署長、支署長含む）に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

上記 4 (2) の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、上記 4 (1) 及び(3) から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記 4 (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記 4 (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札による場合は、事前に承諾を得た承諾書を添付して、持参により 2 部提出すること。

ア 電子入札システムによる場合

- (7) 提出期間

令和 7 年 2 月 14 日（金）から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで（休日等を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

- (4) 提出方法

電子入札システム申請書画面の添付資料フィールドに「申請書」（様式 1～5）、「技術提案書」（表紙、様式 6～9）をそれぞれ添付し提出すること。

ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が 10MB を超える場合には、原則として電子メール（電子メール送信容量は 1 通につき 7 MB 以内とする。以下同じ。）で提出すること（提出期限必着）。この場合、必要書類の一式を、電子メールで送付するものとし、次の内容を記載した書面（様式は任意）を、電子入札システムにより技術提案書等として送信すること。

- ・ 電子メールで提出する旨の表示
- ・ 電子メールで提出する書類の目録
- ・ 電子メールで提出する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

なお、送付先は次のとおりとする。

山形森林管理署 総務グループ

電話：050-3160-5850

メールアドレス：t_yamagata@maff.go.jp

(ウ) ファイル形式

電子入札システムによる提出資料のファイル形式は、次のいずれかの形式によるものとする。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル（JPEG 形式又は GIF 形式）
- ・ 圧縮ファイル（LZH 形式）

イ 紙入札方式により持参する場合

(7) 提出期間

令和7年2月14日（金）から令和7年2月28日（金）まで（休日等を除く。）の午前9時00分から午後4時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 提出場所

上記3(6)ア(7)に同じ。

(3) 技術提案書等作成説明会及びヒアリング

技術提案書等作成説明会については、原則として実施しない。

また、技術提案書のヒアリングについては、原則として実施しない。

(4) 技術提案書等は、別添「技術提案書作成要領」に従い作成することとし、確認に必要な資料等の写しを添付すること。

なお、確認に必要な資料等の添付がない又は不足していることにより、競争参加資格等の有無が確認できない場合は、競争参加資格を認めないことがある。

(5) 技術提案の評価

技術提案に対する評価は、東北森林管理局の技術審査会において行う。

(6) 技術提案書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は技術提案書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(7) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行う。

(8) その他

ア 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 分任支出負担行為担当官は、提出された技術提案書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された技術提案書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官等が承認した場合においては、この限りではない。

6 競争参加資格の通知等

(1) 技術提案書等の提出者への競争参加資格の確認結果の通知は、技術提案書等の提出

期限日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に電子入札システムにより通知する。ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者には、書面により行う。

- (2) 競争参加資格の無かった者に対しては、理由を付して通知する。
- (3) 通知結果に対して不服がある者は、山形森林管理署長に対して、次に従い書面（様式は任意）により理由についての説明を求めることができる。

ア 受付期限

通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内。

イ 提出先

上記5(2)ア(イ)に同じ。

ウ 受付時間

休日等を除く午前9時00分から午後4時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

エ 提出方法

原則として電子メールによる（提出期限必着）。ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者は、代表者又はそれに代わる者が持参すること。

- (4) 森林管理（支）署長は、上記(3)に掲げる理由についての説明を求める書面を受取った日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に書面により回答する。

7 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本業務の総合評価落札方式は、次の方法により落札者を決定する方式とする。

ア 技術等に対する得点は、各評価項目の評価点とし、最大60点を付与する。

ただし、設定した評価項目の最高得点の合計が60点とならない場合は、採点結果得点60点満点に換算する。

よって、技術点の最大が63点であることから、得られた技術点に $60/63$ を乗じた数値を技術点として与える。

イ 入札価格に対する得点は、入札価格を予定価格で除して得た数値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分（30点）を乗じて得た値とする。

入札価格に対する得点＝配分点（60点、30点、20点）×（1－入札価格／予定価格）

ウ 入札参加者に係る上記アとイの合計点による評価値をもって行うものとする。

(2) 評価項目

以下に示す項目を評価項目とする。

ア 配置予定技術者の経験及び能力に関する事項

配置予定技術者の過去に担当した業務の成績、専任性、継続教育の状況等

イ 企業の実績に関する事項

低入札価格調査の実績、過去に契約した業務の成績、業務に関する表彰実績等

ウ 業務の実施方針等に関する事項

業務の理解度、実施手順の妥当性

エ 技術提案に関する事項

総合的なコスト、工事目的物の性能・機能又は調査精度及び社会的要請に係る提

案内容の的確性、実現性及び独創性

オ 技術提案の履行確実性に関する事項

業務内容に対応した費用の計上、配置予定技術者に対する適正な報酬の支払い、品質確保体制の確保、再委託先への適正な支払い

履行確実性を評価する場合の評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

評価点合計＝（配置予定技術者の経験及び能力の評価点＋企業の実績の評価点＋業務の実施方針等の評価点）＋（技術提案の評価点×履行確実性評価に基づく履行確実性度）
＜履行確実性評価に基づく履行確実性度：1.00～0＞

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は価格をもって入札する。上記(1)による評価値を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

・ 入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者としてすることがある。

イ 上記アにおいて、評価値が最も高い者が2人以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定する。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(4) 評価内容の担保

ア 競争参加資格申請時に提示された技術提案については、業務完成後において、その履行状況について検査を行う。

イ 業務の検査において、競争参加資格申請時に提示された技術提案の内容のすべてを満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案についての履行に係る部分には、業務完成後においても引き続き存続するものとする。

ウ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において実施方法等を指定しない部分の業務に関する受注者の責が軽減されるものではない。

エ 技術提案が履行できなかった場合で、再度の実施が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求等を行う。

オ 受注者の責により競争参加資格申請時に提示された技術提案の履行がされなかった場合は、国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領に基づき、履行されなかった評定項目1項目につき、業務成績評定の点数を3点ずつ減ずるとともに見直し評価を行い、当該評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、当該違約金額は入札価格の10%を上限とし、この取扱いについては、契約締結

時に定め、契約書に明記するものとする。

(5) 技術提案の履行確実性に関する評価

ア 履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」の3に示す他、以下のとおりとする。

イ 履行確実性に関するヒアリング

(7) どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、調査(品質確保)基準価格未満の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する場合がある。

出席者:実施する場合は、配置予定管理技術者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

(イ) ヒアリングを実施する場合は、別途連絡する。

(ウ) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査(品質確保)基準価格に満たない者には、開札後、速やかに技術提案書とは別に、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」の2の資料を以下により提出を求める。

提出先:上記5(2)ア(イ)に同じ

提出期限:追加資料の提出要請日から3日以内の日

なお、提出要請時に改めて通知する。

提出方法:原則電子メールにより提出すること。

(エ) 履行確実性の確認資料の提出拒否や提出がない場合、内容に不備がある場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とし、「工事請負契約指名停止等措置等措置要領の制定について」に基づき指名停止措置を行うことがある。

(オ) 履行確実性に関する評価における資料の作成及び提出、履行確実性に関するヒアリングに係る費用(発注者側の経費は除く)は、入札者の負担とする。

(カ) 提出された追加資料の差し替えおよび資料の追加は一切認めない。また、提出された追加資料に、提出を求めている資料が無い場合は、資料の不備として無効とする。

(6) その他

評価基準等詳細については、別添「技術提案書作成要領」のとおりとする。

8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は任意)により提出すること。

ア 受領期限 令和7年2月14日(金)から令和7年3月24日(月)まで。

イ 提出先 上記5(2)ア(イ)に同じ。

ウ 提出方法 原則として電子メールによる(提出期限必着)。

ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者は、代表者又はそれに代わる者が持参すること。

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は東北森林管理局ホームページに掲載する方法により公表する。

[https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/nyusat
susetsume_i_shitsumon_kaitou.html](https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/nyusat
susetsume_i_shitsumon_kaitou.html)

9 入札及び開札の日時、場所等

入札書は、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、やむを得ない事情があり発注者の承諾を得た場合は、入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名、業務名を記載して持参すること。郵送等による提出は認めない。

- (1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和7年3月26日（水）午後4時00分とする。ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和7年3月24日（月）の午前9時00分からとする。
- (2) 紙入札により入札をする場合は、令和7年3月27日（木）午前10時00分までに山形森林管理署会議室へ入札書を持参すること。
- (3) 開札は、令和7年3月27日（木）午前10時00分に山形森林管理署会議室にて行う。ただし、入札及び開札日時に変更等がある場合は、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時等を通知する。
- (4) 紙入札による競争入札の参加に当たっては、入札の執行に先立ち、分任支出負担行為担当官が競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを提出すること。
また、入札への直接参加者が代理人である場合は、任意の様式によりその旨が確認できる委任状を提出すること。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、当該電子入札システムに接続している機器の前で暫く待機すること。
なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況等を電話等により連絡する。
- (7) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金

納付する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、本業務に係る契約保証金の額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

- (3) 落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

※電子証書等電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

前払金の保証について、前払金の保証に係る保証証書の寄託については、原則として、受注者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する。

保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

11 積算内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得て紙入札とした場合は、入札書とともに持参すること。

積算内訳書の様式は任意であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期間

9 (1) と同じ期間に、入札書とともに提出すること。

(イ) 提出方法

電子入札システムの積算内訳書添付フィールドに積算内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし、ファイル容量が 10MB を超える場合には、積算内訳書についてのみ原則として電子メールで提出すること（提出期限必着）。この場合、必要書類の一式を電子メールで送付するものとし、次の内容を記載した書面（様式は任意）を、電子入札システムにより積算内訳書として送信すること。

- ・ 電子メールで提出する旨の表示
- ・ 電子メールで提出する書類の目録
- ・ 電子メールで提出する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

なお、送付先は上記５（２）ア（イ）に同じ。

（ウ） ファイル形式

電子入札システムによる積算内訳書のファイル形式は、５（２）ア（ウ）と同じ形式で作成すること。

イ 紙入札方式による場合

（ア） 提出期間

入札の締め切り日時となる９（２）と同じ日時及び場所に、入札書とともに持参すること。

（イ） 提出方法

積算内訳書は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名又は自筆署名の上、入札書とともに提出すること。

（２） 提出された積算内訳書は返却しない。

（３） 入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された積算内訳書は、必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

12 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

13 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに現場説明書、入札説明書及び入競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

この場合、「工事請負契約指名停止等措置要領」第１第１項の規定に基づく指名停止又は第１０の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において上記４に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

14 調査基準価格を下回った場合の措置

上記７（３）イに示す落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについては、入札者から資料の提出及び必要に応じて事情聴取を行うとともに

に、関係機関の意見照会等の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該業務の履行期限の延期は行わない。

(1) 提出を求める資料等

- ア その価格により入札した理由
- イ 積算内訳書
- ウ 直接経費、間接調査費、間接費（諸経費、技術経費）、現場管理費、一般管理費等の内訳
- エ 配置予定技術者名簿
- オ 契約対象業務に関連する手持ち業務の状況
- カ 手持ち機械の状況
- キ 過去に施工した業務名及び発注者
- ク 過去に受けた低入札価格調査対象業務
- ケ 安全管理に関する資料
- コ 財務諸表及び賃金台帳
- サ 誓約書
- シ 誓約書その他、契約担当官等が必要と認める資料

(2) 説明資料の提出期限は、低入札価格調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く。）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。

また、提出期限までに記載要領に従った資料等を提出しない、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合及び提出された資料等に整合性がとれないあるいは記載漏れ等不備が認められた場合は、本入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

(3) 契約担当官等が、次の追加資料を求めた場合の提出期限は、連絡を行った日の翌日から起算して5日以内（休日等を除く。）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。

また、提出期限までに記載要領に従った資料等を提出しない、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合及び提出された資料等に整合性がとれないあるいは記載漏れ等不備が認められた場合は、本入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

ア 積算内訳書等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む）に関する見積書等積算根拠

- イ 販売店等の作成した見積書等
- ウ 手持機械の状況の写真
- エ 賃金台帳等
- オ 過去3カ年の財務諸表
- カ 資料提出時における社員すべての名簿

(4) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合は、当該業務の成績評定に厳格に反映するとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 低入札価格調査の方法及び落札者の決定方法については、本入札説明書によるほか

「東北森林管理局低入札価格調査マニュアル」（平成 21 年 4 月 22 日付け 21 東経第 44 号局長通知）によるものとする。

15 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(5)について実施するものとする。なお、(1)、(3)及び(5)の資料については、低入札価格調査に係る資料と合わせて提出するものとする。

- (1) 業務成果の内容等について、受注者の照査を実施後に第三者による照査を受注者の負担において実施するものとする。

また、受注者は、照査結果の報告時に第三者照査者の同席を求めるものとする。

なお、照査を行う第三者については、4に掲げる項目（(9)、(10)及び(11)を除く）を満たすものとする。

- (2) 現地調査等の屋外で行う業務の実施に際しては、配置された管理技術者が現場に常駐するものとする。

また、作業内容を記録、押印した日誌を、事業所に備え付けるものとする。

- (3) 配置予定管理技術者とは別に、以下のアからウまでのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、その旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種業務の実績」記載様式、「増員担当技術者の過去4年間の同種業務の実績一覧」（自由様式）、増員担当技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写しを提出するものとする。

その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

また、受注者が義務付けられた事項を適切に実施できない場合は、入札に関する条件に違反した入札と判断し、不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ア 配置予定管理技術者の保有している業務実績件数について同種業務について同一件数以上の実績を有する者

イ 配置予定管理技術者の保有している全ての資格を有している者

ウ 増員担当技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

- (4) 業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(3)により増員配置した担当技術者が出席するものとする。

- (5) 当該業務の不備により山形森林管理署に損害を与えた場合受注者の責任において損害補填する旨を明記した代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

16 品質確保基準価格を下回った場合の措置

落札者となるべき者の入札価格が品質確保基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについては、入札者から資料の提出を求め落札者を決定する。この調査期間に伴う当該業務

の履行期限の延期は行わない。

- (1) 品質確保基準価格を下回った場合は、「15 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものとする。なお、上記 15(1)、(3) 及び(5)の資料については、連絡を行った日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く）に提出するものとする
- (2) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第 85 条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。

17 契約書の作成等

- (1) 契約の相手方が決定したときは、決定してから遅滞なく、別紙契約書（案）に基づき契約書を作成するものとし、落札者が決定した日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- (3) 上記(2)の場合において、契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語、日本国通貨に限るものとする。
- (5) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

18 支払条件

- (1) 前金払の有無：有
- (2) 低入札を受けた者に係る契約保証金及び甲の解除権行使に伴う違約金の額については、業務請負約款第4条第3項中「10分の1」を「10分の3」に、第6項中「10分の1」を「10分の3」に、第51条第2項中「10分の1」を「10分3」に読み替えるものとする。

19 その他

- (1) 入札参加者は、競争契約入札心得及び契約書（案）を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- (2) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、技術提案書等に記載した配置予定の技術者を当該業務の現場に配置することとし、契約時において予定管理技術者及び照査技術者の変更は、原則として認めない。
- (4) 電子入札システム
 - ア 電子入札システムは、休日等を除く9時から17時まで稼働している。
 - イ 電子入札システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」を参考とすること。

ウ 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は、次のとおりとする。

【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】

農林水産省電子入札ヘルプデスク

受付時間：9時から16時

電話番号：048-254-6031

FAX番号：048-254-6041

E-mail：help@maff-ebic.go.jp

エ 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合は、通知、通知書及び受付票を送信時に発行するので、必ず確認を行うこと。

- (5) 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書については、東北森林管理局ホームページの>公売・入札情報>各種要領マニュアル>工事及び業務の標準仕様書

(http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukoku_kyoku/dobokuhyou_ujunshiyousho.html)を参照すること。

(別添 1)

競争参加資格確認結果書

工事（業務）名：月山地区（R7）地すべり調査業務

発注機関名：山形森林管理署

入札公告日：令和 7 年 2 月 13 日

競争参加資格確認結果通知日：令和 7 年 3 月 27 日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認める理由
国土防災技術株式会社 山形支店	有	

- (備考) 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。
- 2 「資格がないと認める理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさないかを記載すること。

入札筆記書

調達案件番号

003802009020240006

調達案件名称

月山地区(R7)地すべり調査業務

業者名称	業者区分	入札第1回			結果
		金額	技術評価点	評価値	
国土防災技術(株)		32,500,000	43	45.253	落札

結 果

落札者決定

入札執行月日

令和07年3月27日

部 署

東北森林管理局山形森林管理署

入札書比較価格 (税抜き) 35,140,000

予定価格 (税込み) 38,654,000

調査基準価格 (税抜き) 28,427,137

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名

添谷 稔

立会・確認担当署名

大戸 剛 佐藤 博人

入札執行調書

件名 月山地区(R7)地すべり調査業務

日時 令和7年3月27日 10時00分

場所 山形森林管理署 会議室

執行者 所属 山形森林管理署 官職 農林水産技官 氏名 添谷 稔

確認者 所属 山形森林管理署 官職 農林水産技官 氏名 佐藤 博人

立会者 所属 山形森林管理署 官職 農林水産技官 氏名 大戸 剛

番 号	入札者の商号 又は名称	総 計	技術評価点				第 1 回			第 2 回			備 考
			技術者 評 価	技術提案加算点		技術 提案	金 額	評価値	順位	金 額	評価値	順位	
				企業 評価	業務の 実施方針								
1	国土防災技術(株)	43	11	17	6	9	32,500,000	45.253	1				落札
2													
3													
4													
5													
6													

(注1) 金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

(注2) 執行者は、契約担当官等またはその補助者であって、当該入札執行に関する全責任を負うものとし、当該入札執行に係る決定又は判断を行うときは、確認者にその確認を求めるものとする。

確認者は、執行者が行う入札執行を補助するとともに、執行者が当該入札執行に係る決定又は判断を行う際に、その確認を行うものとする。

立会者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第81条の規定による入札者が開札に立ち会わない場合において、当該開札に立ち会うこととされる当該入札に関係のない職員とする。

(注3) 評価値は、小数点以下第3位までとし、小数点以下4位は切り捨てとする。

月山地区 (R7) 地すべり調査業務 (技術者単価変更)

山形森林管理署

業務費内訳書

月山地区 (R7) 地すべり調査業務 (技術者単価変更)

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
一般調査	式	1		12, 204, 146		12, 204, 146
直接調査費 (電子成果品作成費・業務成果品費除く)	式	1		11, 956, 511		
直接人件費等	式	1		10, 645, 511	細別行	
パイプ式歪計 (30ch以下) 地下水位計半自動観測装置撤去・設置 歪計 (30ch) × 1 + 地下水位測定 計器のみ撤去・設置	基	4	100, 800	403, 200	1号代価表 8頁	[R6治山林道必携 (調査・測量・設計) p79 準用] [設置費は、撤去費の200%計上]
パイプ式歪計 (60ch以下) 地下水位計半自動観測装置撤去・設置 歪計 (30ch) × 2 + 地下水位測定 計器のみ撤去・設置	基	1	201, 600	201, 600	2号代価表 9頁	[R6治山林道必携 (調査・測量・設計) p79 準用] [設置費は、撤去費の200%計上]
パイプ式歪計 (90ch以下) 地下水位計半自動観測装置撤去・設置 歪計 (30ch) × 3 + 地下水位測定 計器のみ撤去・設置	基	1	302, 400	302, 400	3号代価表 10頁	[R6治山林道必携 (調査・測量・設計) p79 準用] [設置費は、撤去費の200%計上]
パイプ式歪計 (30ch以下) 半自動観測装置撤去・設置 歪計 (30ch) × 1 計器のみ撤去・設置	基	1	58, 425	58, 425	4号代価表 11頁	[R5 p76 5-3-3、R5全国標準積算資料 IV-121 3- [計器のみ設置につき、全国標準積算資料による]
パイプ式歪計 (60ch以下) 半自動観測装置撤去・設置 歪計 (30ch) × 2 計器のみ撤去・設置	基	1	116, 850	116, 850	5号代価表 12頁	[R5 p76 5-3-3、R5全国標準積算資料 IV-121 3- [計器のみ設置につき、全国標準積算資料による]
パイプ式歪計・地下水位計 観測 (連続観測)	回	16	27, 300	436, 800	6号代価表 13頁	[R5全国標準積算資料 pIV-134 3-3-6-(2) 水位
パイプ式歪計 観測 (連続観測) パイプ式歪計観測箇所数 7基 補正係数: 0.75、パイプ式歪平均深度	箇所	14	7, 826	109, 564	7号代価表 14頁	[R5全国標準積算資料 pIV-122 3-3-3-(2)]
パイプ式歪計 資料整理 (連続観測)	ヵ月	91	33, 866	3, 081, 806	8号代価表 15頁	[R5全国標準積算資料 pIV-122 3-3-3-(3)]
地中伸縮計半自動観測装置撤去・設置	基	3	32, 850	98, 550	9号代価表 16頁	[R6 p76 5-3-3、R5全国標準積算資料 IV-131 3- [計器のみ設置につき、全国標準積算資料による]
地中伸縮計 観測 (連続観測) 全地中伸縮計観測基数 12基 補正係数: 1.5	回	10	13, 921	139, 210	10号代価表 17頁	[R5全国標準積算資料 IV-131 3-3-5-2-(2)]
地中伸縮計 資料整理	ヵ月	27	33, 866	914, 382	11号代価表 18頁	[R5全国標準積算資料 IV-131 3-3-5-2-(3)]

業務費内訳書

月山地区 (R7) 地すべり調査業務 (技術者単価変更)

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
地下水位半自動観測装置撤去・設置 地下水位計 計器のみ撤去・設置	基	3	100,800	302,400	12号代価表 19頁	[R6治山林道必携(調査・測量・設計)p79 準用] [設置費は、撤去費の200%計上]
地下水位計 観測(連続観測)	回	36	27,300	982,800	13号代価表 20頁	[R5全国標準積算資料 pIV-134 3-3-6-(2)]
地下水位計 資料整理(連続観測、2ヵ月/回) 補正係数: 1.8	回	9	52,376	471,384	14号代価表 21頁	[R5全国標準積算資料 IV-134 3-3-6-(2)]
地下水位計 資料整理(連続観測、5ヵ月/回) 補正係数: 4.0	回	26	116,390	3,026,140	15号代価表 22頁	[R5全国標準積算資料 IV-134 3-3-6-(2)]
機械経費	式	1		1,311,000	細別行	
データ収録装置損料(パイプ式歪計30ch以下)	日	760	450	342,000	16号代価表 23頁	
データ収録装置損料(パイプ式歪計60ch以下)	日	304	900	273,600	17号代価表 24頁	
データ収録装置損料(パイプ式歪計90ch以下)	日	152	1,350	205,200	18号代価表 25頁	
データ収録装置損料(地中伸縮計)	日	456	259	118,104	19号代価表 26頁	
データ収録装置損料(地下水位計)	日	456	386	176,016	20号代価表 27頁	
データ収録装置損料(水圧式水位センサー)	日	912	215	196,080	21号代価表 28頁	
間接調査費	式	1		247,635		163,940 + 83,695
旅費交通費	式	1		163,940	1号内訳書 6頁	
施工管理費	式	1		83,695		11,956,511 * 0.7 / 100

業務費内訳書

月山地区 (R7) 地すべり調査業務 (技術者単価変更)

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
純調査費 (業務管理費除く)	式	1		12,204,146		11,956,511 + 247,635
間接費	式	1		8,018,000		8,018,000
諸経費	式	1		8,018,000		$((12,204,146 \times 65.7 / 100) - 0) \times 1$
諸経費対象外	式	1		1,837,125	2号内訳書 7頁	
一般調査業務費	式	1		22,050,000		22,050,000 × 1
直接原価 (電子成果品作成費・業務成果品費除く)	式	1		2,359,060		
直接人件費等	式	1		2,342,700	種別行	
地すべり調査 計画準備 総面積0.6km ² 以内 調査3種目	業務	1	285,960	285,960	22号代価表 29頁	[R6治山林道必携 (調査・測量・設計) P74]
地すべり調査 解析・地盤特性検討 総面積0.6km ² 以下 検討2箇所	業務	1	392,320	392,320	23号代価表 30頁	[R6治山林道必携 (調査・測量・設計) P87]
地すべり調査 解析・機構解析 総面積0.6km ² 以下 解析57' ロック	業務	1	652,520	652,520	24号代価表 31頁	[R6治山林道必携 (調査・測量・設計) P88]
地すべり調査 解析・安定解析 総延長4km以内 解析2断面	業務	2	274,230	548,460	25号代価表 32頁	[R6治山林道必携 (調査・測量・設計) P88]
地すべり調査 報告書作成 調査結果資料3種目	業務	1	279,240	279,240	26号代価表 33頁	[R6治山林道必携 (調査・測量・設計) P89]
打合せ等 地質調査 (解析等調査業務) 打合せ (業務着手+中間打合せ+成果物納入) 中間打合せ1回	業務	1	184,200	184,200	27号代価表 34頁	[R6治山林道必携 (調査・測量・設計) P36]
直接経費	式	1		16,360	種別行	

業務費内訳書

月山地区 (R7) 地すべり調査業務 (技術者単価変更)

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
打合せ旅費交通費：公共交通機関	式	1		16,360		
電子成果品作成費	式	1		97,000		97,000
直接原価 (その他原価除く)	式	1		2,456,060		2,359,060 + 97,000
その他原価	式	1		1,261,000		(2,342,700 * 53.85 / 100) * 1
一般管理費等	式	1		2,001,000		((((2,456,060 + 1,261,000) * 53.85 / 100) - 0)) * 1
解析等調査業務価格	式	1		5,710,000		5,710,000 * 1
直接測量費 (安全費・電子成果品費・成果検定費除く)	式	1		4,201,216		
直接人件費等	式	1		4,172,022	種別行	
GNSS移動杭観測 (2級基準点測量相当) 観測 計上しない 森林 低山地	点	18	156,323	2,813,814	28号代価表 35頁	[R6改定資料 + R5治山林道必携 (調査・測量・設計)]
GNSS移動杭観測 (2級基準点測量相当) 資料整理 計上しない 森林 低山地	点	18	75,456	1,358,208	29号代価表 36頁	[R6改定資料 + R5治山林道必携 (調査・測量・設計)]
直接経費	式	1		29,194	種別行	
現地調査旅費交通費	式	1		29,194		
電子成果品作成費	式	1		82,000		82,000
直接測量費	式	1		4,283,216		4,201,216 + 82,000

業務費内訳書

月山地区 (R7) 地すべり調査業務 (技術者単価変更)

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
間接測量費	式	1		3,105,000		3,105,000
諸経費	式	1		3,105,000		$((4,283,216 \div 72.5 \div 100) - 0) \times 1$
測量業務価格	式	1		7,380,000		$7,380,000 \times 1$
業務価格	式	1		35,140,000		$22,050,000 + 5,710,000 + 7,380,000$
消費税相当額	式	1		3,514,000		$35,140,000 \times 10 \div 100$
業務委託料	式	1		38,654,000		$35,140,000 + 3,514,000$